

表 1 中国の民営企業の歩み

時期	政策方針	民営企業の状況
第 1 期		
1978 年末	党第 11 期中央委員会第 3 回全体会議で経済重視の方針を決定。	民営企業に関する政策が打ち出されていないものの、実際は東南沿海地域で既に個人企業が存在していたと言われている。
1979 年	鄧小平氏は、外資の受け入れと華僑による工場建設を認めると発言。また、中国政府が 1956 年に私営企業や個人商工業者など資産階級に対し実施した社会主義的改造（資産の所有権の剥奪）で表舞台から姿を消していた元商工業者に企業設立を提案（同年設立された「中国国際信託投資公司（CITIC）」の創設者—榮毅仁氏がその内の一人である）。	文革で都市から農村へ下方されていた「知識青年」の都市部への帰還に伴い、全国で 1,500 万人の新たな雇用を創出する必要があったため、中央政府は一部個人的経営活動を初めて承認した。 同年末までに認可された個人企業数は 10 万社超。但し、労働者の「雇用」は禁じた。
1980 年	中央の全国労働就業工作会議で、組織的な雇用促進と自主的職業選択を同時進行で行う方針を決定。	個人企業：80 万社超。
1981 年	党第 11 期中央委員会第 5 回全体会議で、「民営経済は社会主義公有制経済を補完するもの」と規定。個人経営者による従業員の雇用を大幅に緩和。	個人経営者は 2 名以内のお手伝いを、特殊技能者は 5 名以内の弟子の受け入れを許可。但し、「雇用」とは明記せず。 個人企業：183 万社（従業者数 227 万人）
1982 年	第 5 期全人代第 5 回全体会議で憲法修正案を採択、民営経済の合法性を初めて憲法で保障。	個人企業：261 万社（従業員 320 万人） 個人企業の実際の雇用人数は 7 人を超え、民営企業が急速に増える。
1983 年	鄧小平「先富論」。政府は民営経済に関する法令、条例を相次いで打ち出し、民営経済支持の方針を明確化。中央銀行も翌年 1 月 1 日より民営企業向けの融資を開始すると発表。	民営企業の営業許可書の手続きが簡素化。 個人企業：前年比 126%増の 590 万人社（従業員は同 133.4%増の 746 万人）
1984 年	党第 12 期中央委第 3 回全体会議で「中共中央の経済体制改革に関する決定」を採択。	個人企業：1,171 万社（登録資本金 169 億元、従業員 1,766 万人）
1986 年	中央政府は「社会主義公有制を主体としながら多様な経済運営を行う」ことを初めて提起。	個人企業：1,211 万社（登録資本金は 180 億元、従業員 1,846 万人）
1987 年	党第 13 回大会で、党として初めて民営経済の発展を承認する政策を示す。	個人企業：1,373 万社（登録資本金 236 億元、従業者員 2,158 万人）
1988 年	第 7 期全人代第一回会議で憲法修正案を採択。「民営企業は公有制経済を補充する」との条文を追記。国務院は「民営企業とは、企業の資産が個人の所有に属し、8 名以上の従業員を雇用する営利的経済組織」と定義。	個人企業：1,453 万社（登録資本金 312 億元、従業員 2,305 万人） 私営企業：9 万 581 社（登録資本金 84 億元、従業員 164 万人）
1989~91 年	天安門事件の影響により民営経済が低迷。	個人企業（91 年末）：1,415 万社（従業員 2,246 万人） 民営企業（89 年）：9 万 500 社

第2期		
1992年	鄧小平「南巡講話」。党第14回大会で改革開放の継続を表明。「公有制を主体とし、個人・民営企業・外資がその補完を行う」と明確化。	個人企業：1,767万社（従業員2,468万人） 私営企業：24万社（従業員2,32万人）
1993～95年	国家工商行政管理局は（93年）、民営企業の登録手続きの簡素化を発表。 党第14期第3回全体会議で初めて国有、個人、民営、外資企業を問わず「一視同仁」にするとした。	民営経済は3年続きで年平均66%の伸び率で急速に成長。 個人企業（95年）：2,464万社（従業員4,587万人） 私営企業（95年）：430万社（従業員5,018万人）
1996～97年	党15期大会で、民営企業の地位が社会主義経済を「補完するもの」から「重要な構成部分」へ格上げ。	民営経済と中国経済は密接不可分の関係へと発展。
1998～00年	第9期全人代第1回大会（98年）で憲法修正案を採択、「民営企業は社会主義市場経済の重要な構成部分である」と明記。	個人企業：3,160万600社 私営企業：150万8,900社
01～02年	02年の中国共産党第16回党大会で、「公有制経済の発展と民営経済をサポートする方針は揺ぎ無い」と唱えられた。	02年より民営企業経営者の中国共産党への入党が許可され、同年11月に開かれた第16回党大会に多くの経営者が出席。
03年	第10期政治協商会議第1回会議に65名の民営企業の経営者が出席。 党第16期3中全会で「社会主義市場経済体制を完全にするための若干の問題に関わる決定」を採択。 民営企業のインフラ、公共事業への参入を許可。	個人企業：2,353万社（従業員4,637万人） 私営企業：301万社（従業員4,299万人）
04年	第10期全人代第2回会議で、1982年以来4度目となる憲法修正案が採択、「公民の合法的な私有財産は侵犯を受けない」とし、国民の私有財産権を憲法で保障。	個人企業：2,351万社（従業員4,587万人） 私営企業：365万社（従業員5,018万人）

第3期		
05年	<p>国務院は2月「個人・私営企業等非公有制經濟發展の奨励、支持および指導に関する若干の意見」（「非公36条」とも言う）を發表。「民営企業に影響のある体制的障害を取り除き、平等な市場での主体的地位を確立する」とし、国の独占業種などが初めて民営企業に開放。</p>	<p>「非公36条」は1949年の建国以来、中央政府の名義で發表された民営企業に関する初めての政策文書。</p> <p>個人企業：2,464万社（従業員4,901万人） 私営企業：430万社（従業員5,824万人）</p>
07年	<p>第10期全人代第五回會議で「企業所得稅法」（法人稅）と「物權法」を採択。</p>	<p>個人企業：2,741万社（従業員5,497万人） 私営企業：551万社（従業員7,253万人）</p>
08年	<p>世界金融危機を受けて、中国政府は4兆元の内需刺激策を發表。</p>	<p>個人企業：2,917万社（従業員5,776万人） 私営企業：657万社（従業員7,904万人）</p>
09年	<p>中国政府は「10大産業の振興政策」を發表。大型企業を中心とした企業再編を行うことを決定。</p>	<p>個人企業：3,197万社（従業員6,585万人） 私営企業：740万社（従業員8,607万人）</p>
10年	<p>国務院は5月「民間投資の健全な成長の奨励と誘導に関する若干の意見」（『新36条』）を發表。鉄道、石油、電力、鉱山、銀行など国有企業の独占業種への資本参加を奨励すると表明。</p>	<p>個人企業：3,453万社（従業員7,008万人） 私営企業：846万社（従業員9,418万人）</p>
11年	<p>国内の金融引き締め策の実施と欧州債務危機の影響により民営企業の資金繰り問題が深刻化。</p>	<p>個人企業：3,600万社 私営企業：964万社（従業員数は個人企業と合わせて2億人超）</p>
12年	<p>国家發展改革委員會は7月、「民間投資の健全な成長の奨励と誘導に関する若干の意見」（『新36条』）に関する42項目実施細則を發表。</p>	

（出所）中国政府發表資料他、各種資料報道を基に筆者作成